

**鳥取県選挙管理委員会告示第3号**

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年2月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
<u>医療法人養和会養和病院</u>	米子市上後藤三丁目5-1	<u>医療法人養和会広江病院</u>	米子市上後藤三丁目5-1
略		略	
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山551-7	日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山551-7
<b>介護老人保健施設あやめ</b>	<b>日野郡江府町大字武庫475</b>		
2～4 略		2～4 略	